

守口市職員厚生会カフェテリアプラン事業業務委託に係る

公募型プロポーザル募集要領

1. 業務の目的

会員の健康増進、元気回復等の福利厚生事業についてより充実させ、会員の理解が得やすく、利便性が高い、利用者の促進が見込める費用対効果の高い事業運営を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

守口市職員厚生会カフェテリアプラン事業業務委託

(2) 所在地

大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

(3) 業務内容

別紙「守口市職員厚生会カフェテリアプラン事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、本件については、支障なく業務が執行され、いずれか一方から申し出がない場合は、各年度の当該予算の成立を条件に当該業務委託の期間を1年間更新できるものとする。更新の期限は令和14年3月31日（5年間）までとする。

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(6) 提案限度額

14,736,000円（消費税及び地方消費税を含む。）（614名として算出）

会員1名につき月額2,000円の定額とする。

3. 実施スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは以下のとおり。

番号	内容	期間
1	公募開始	令和8年10月1日（木）
2	質問の受付期間	令和8年10月7日（水）17時まで
3	質問の回答	令和8年10月15日（木）までに随時
4	企画提案書等の受付期間	令和8年10月20日（火）17時まで
5	参加資格確認結果通知	令和8年10月27日（火）までに電子メールで連絡
6	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年11月10日（火）予定

7	選定結果通知	令和8年11月30日（月）予定
8	契約内容及び仕様等の調整	選定結果通知後
9	契約締結	令和8年12月下旬予定

※企画提案書等については、公募開始日から提出可能とする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 企画提案書等の提出時において、令和8年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
※登録の有無については、守口市総務部契約課に確認しておくこと。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 過去5年以内（令和3年度から令和7年度まで）に地方公共団体又は地方公共団体の福利厚生団体を相手先として本件と同様の業務委託を完了した実績があること。
- (8) プライバシーマーク付与事業者であること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5. 参加手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 募集要領等の配布場所

守口市ホームページからダウンロード

- (2) 企画提案書等提出書類一覧

番号	提出書類名	作成要領	提出部数
様式1	参加表明書	・必要事項を記入すること。	正1部 副8部
様式2	業務実績	・過去5年以内（令和3年度から令和7年度まで）に地方公共団体又は地方公共団体の福利厚生団体を相手先として本件と同様の業務委託を完了した実績のうち、会員数が多いものについて、一覧表に必要事項を5件以内で記載すること。 ・実績が5件を超える場合は、直近の実績を5件まで記載すること。 ・記載した実績に係る契約関係書類（契約内容が分かるもの）の写しを添付すること。	正1部 副8部
様式3	会社概要	・以下の書類を併せて提出すること。	正1部

		①商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書で、提出時に発行から３か月以内のもの）（写し可） ②市税の納税証明書（法人市民税の未納が無いことの証明書で、提出時に発行から３か月以内のもの）（写し可） ③国税の納税証明書（法人税及び消費税（地方消費税含む。）の未納が無いことの証明書で、提出時に発行から３か月以内のもの）（写し可） ④プライバシーマーク登録証の写し	副 ８ 部
様式 4	企画提案書	・本募集要領及び仕様書に基づき、以下の内容等について、実施しようとする企画提案を記載すること。 ①パッケージプラン ・各メニューの概要、特徴及び利用方法 ②カフェテリアプラン ・カフェテリアポイントの利用申請、管理方法等具体的な実施方法 ・各メニューの概要、特徴及び利用方法 ・差額決済が可能なサービス ③お祝い制度 ・申請方法及びサービスの具体的なイメージ ④チケット助成事業 ・申込方法、発行方法等サービスの具体的なイメージ ⑤会員証の発行等 ・具体的な実施方法 ⑥利用支援 ・各種メニューの利用受付体制及び情報提供体制 ・利用手引き、季刊誌及びガイドブックの特徴 ・会員からの質問・要望・苦情に対するサポート体制 ⑦利用実績の報告 ・報告の具体的な内容 ⑧情報セキュリティ ・情報セキュリティについて事業者の日常的な取り組み ・本業務における個人情報保護についての取り組み ⑨その他 ・新型コロナウイルス感染症などの緊急事態が起こった場合のサービス利用体制 ・会員の利用促進のための取り組み ・会費に対する費用対効果 ・事業者の特色・特徴、独自の提案	正 １ 部 副 ８ 部
任意様式	価格提案書	・企画提案書に記載された内容を実施するために見積もった、年間費用を記載すること。	正 １ 部 副 ８ 部

		・各会員 1 人当たりの月会費を記載し、内訳明細書を添付すること。 ・会費以外にかかる費用がある場合は、別途明記すること。 ・税抜価格、消費税及び地方消費税の額を明記すること。	
--	--	--	--

(3) 提出先

【13. 問合せ及び提出先】の事務局宛に提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。郵送の場合は、提出期限必着とする。）

(5) 提出期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月20日（火）17時まで

(6) 留意事項

- ① 企画提案書等については、1 者につき 1 提案に限る。
- ② 企画提案内容は、仕様書を踏まえること。
- ③ 提出書類一式は、A4 サイズのフラットファイル等に綴り、タックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。
- ④ 企画提案書は A4、文字サイズは 10.5 ポイント以上（図表除く。）とし、40 ページ以内（ページ番号を付すること。）とすること。
- ⑤ 提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- ⑥ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、守口市情報公開条例に基づき、取り扱うこととする。

6. 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式5）に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付して【13. 問合せ及び提出先】に記載のメールアドレスに送信すること（必ず受信確認の電話を行うこと。）。

電子メールの件名は、「守口市職員厚生会カフェテリアプラン事業業務委託質問（事業者名）」とすること。

(2) 受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月7日（水）17時まで

(3) 回答方法

守口市ホームページに掲載し、個別には回答しない。また、原則として、回答に対する再質問は受け付けない。

(4) 回答日

令和8年10月15日（木）までに随時

7. プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施予定日

令和8年11月10日（火） 実施時間及び場所は別途連絡する。

(2) 実施方法

- ① プレゼンテーション実施後、ヒアリングを行う。プレゼンテーションは30分以内とし、ヒアリングは15分程度を予定している。
- ② 企画提案書提出順にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- ③ 提出した企画提案書に基づき（同一内容）実施するものとするが、提案内容の理解を助けるためにパワーポイント等のスライドの使用も可とする。

(3) 必要な機器等

プレゼンテーションに必要な機器等は参加事業者が用意し、設定作業を行うこと。ただし、スクリーン及びプロジェクターについては、厚生会が用意するものを使用してもよいが、不具合等が生じても厚生会は責任を負わない。

(4) 留意事項

- ① 出席者は、3名以内とする。
- ② 企画提案書の内容の訂正や記載の無い追加提案に係る説明を行った場合、提出された企画提案書の評価しない場合がある。

8. 評価方法等

(1) 評価方法

厚生会が設置する選定委員会において、提出された企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング内容について、別紙「守口市職員厚生会カフェテリアプラン事業業務委託の選定に係る評価基準」に基づいて評価する。

(2) 受託候補者の選定方法

評価点の合計点が最も高い参加事業者を受託候補者とし、2番目に高い参加事業者を次点受託候補者として選定する。また、最高点の参加事業者が複数の場合は、提案価格が最も安価な参加事業者を受託候補者として選定する。なお、提案価格も同額の場合については、当該事業者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を作成し、再提出された提案価格が最も安価な参加事業者を受託候補者として選定する。

(3) 留意事項

参加事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において企画提案内容の評価を行い、選定の可否を決定する。

9. 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (3) 価格提案書の金額が提案限度額を超える場合
- (4) プレゼンテーションを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての参加事業者にも文書で通知するとともに、選定結果に係る次の項目について、守口市ホームページにおいて公表する。

なお、選定結果に関する異議申し立ては受け付けない。

- (1) 受託候補者名及び次点受託候補者名
- (2) 全参加事業者名、全参加事業者の合計点、企画提案評価点、価格提案評価点、提案価格
- (3) 選定委員の氏名等

11. 契約

- (1) 受託候補者と厚生会との間で本委託業務の仕様を調整して確定した後、速やかに業務計画書を作成し、提出すること。
- (2) 契約は、今後作成する契約書により行うものとし、厚生会と受託候補者の双方が契約書に記名押印した時に確定する。
- (3) 受託候補者は、厚生会に提出した企画提案内容等を契約交渉の過程で変更するなどの行為を行ってはならない。この場合には、厚生会は、受託候補者との契約交渉を取り消しし、次点受託候補者を受託候補者として繰り上げる。ただし、当該変更等が受託候補者選定後に生じたやむを得ない事情によるものであり、厚生会が妥当と認める場合は、変更の可否を協議する場合がある。
- (4) 受託候補者選定後、当該受託候補者の責めに帰すべき事由により、厚生会の指定する期日までに契約締結に応じなかった場合、次点受託候補者を受託候補者として繰り上げる。
- (5) 契約交渉の過程で生じる費用（印紙代、契約書作成費用を含む。）については、すべて受託候補者の負担とする。
- (6) 本件契約は、令和9年度予算が成立した場合に効力を有するものとし、無効となった場合に厚生会はいかなる責も負わない。

12. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション及びヒアリング等本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出された書類の差替、訂正、再提出は認めない。ただし、厚生会から指示があった場合を除く。
- (5) 企画提案書等を提出した後、厚生会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 本要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、厚生会と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、厚生会が必要と認める場合には、厚生会は、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (8) 本業務に関する事項については、機密を厳守し無断で他に漏らしたり利用したりしてはならない。また、個人情報の取扱については個人情報保護法及びその他関連する法令等を遵守すること。

(9) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

13. 問合せ及び提出先

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市職員厚生会事務局（守口市総務部人事課）

担当：阪本、島田

電話：06-6992-1413

メールアドレス：jinji@city.moriguchi.lg.jp